

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （住民税（利子割）、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、都市計画税、特別土地保有税）	
要望項目名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要） （関係条文）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）及び内容</p> <p>（1）国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所の統合により新設される国立研究開発行政法人について、税制上所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第348条第2項第43号、地方税法施行令第51条の15の8、地方税法第25条第1項第1号に規定する非課税独立行政法人 地方税法第25条第1項第1号及び第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第72条の5第2号、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第296条第1項第1号、第443条第1項、第586条第1項及び同条第2項第28号、第701条の34第1項、第702条の2第1項及び第2項、所得税法別表第1、法人税法別表第1</p> <p>（2）労働安全衛生総合研究所と労働政策研究・研修機構の統合 厚生労働省省内事業仕分け及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえて、バイオアッセイ研究センター事業を（独）労働安全衛生総合研究所へ移管するとともに、（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働政策研究・研修機構を統合することにより設立される行政法人について、税制上所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第72条の5第1項、第72条の78第1項、第73条の3第1項、第115条第1項・第2項、第146条第1項、第296条第1項・第2項、第348条第1項・第6項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項・第2項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法、独立行政法人労働政策研究・研修機構法</p> <p>（3）勤労者退職金共済機構の新法人移行 （独）勤労者退職金共済機構については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、成果目標達成法人へ移行することとされており、法人の名称変更に伴い、地方税法の規定についても所要の措置を講ずる。 また、同基本方針等を踏まえて、非課税独立行政法人である（独）労働者健康福祉機構が実施している未払賃金立替払事業を（独）勤労者退職金共済機構の新法人へ移管することに伴い、同事業に対する非課税措置を新設し、実質的に非課税措置を継続する。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第72条の5第1項第1号、第701条の34第1項、第701条の34第2項、第24条第5項、第25条の2第2項、第294条第7項、独立行政法人労働者健康福祉機構法、中小企業退職金共済法</p> <p>（4）高齢・障害・求職者雇用支援機構の新法人移行（名称変更） （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、成果目標達成法人へ移行することとされており、法人の名称変更に伴い、地方税法の規定についても所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第72条の4第1項第2号、第72条の5第1項第1号、第73条の4第1項第17号、第348条第2項19号、第701条の34第2項・第7項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法</p> <p>（5）福祉医療機構の新法人移行（名称変更） （独）福祉医療機構については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、成果目標達成法人へ移行することとされており、法人の名称変更に伴い、地方税法の規定についても所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第701条の34第1項</p> <p>（6）国立重度知的障害者総合施設のみみの園の新法人移行（名称変更） （独）国立重度知的障害者総合施設のみみの園については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、成果目標達成法人へ移行することとされており、法人の名称変更に伴い、地方税法の規定についても所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第25条の2第2項、第72条の4第1項、第73条の4第1項第6号、第348条第2項第11の2号</p> <p>（7）労働者健康福祉機構の新法人移行 （独）労働者健康福祉機構については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して必要な措置を講ずることとされているところ。新法人移行後においても現行の非課税措置の適用を継続する。</p> <p style="text-align: right;">（関係条文）</p> <p>地方税法第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第73条の4第1項第13号、第348条第2項第16号、第586条第2項第28号、第701条の34第1項、第702条の2第2項、独立行政法人労働者健康福祉機構法等</p>	

(8) 国立病院機構の新法人移行

(独) 国立病院機構については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して必要な措置を講じることとされているところ。新法人移行後においても現行の非課税措置の適用を継続する。

地方税法第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第296条第1項・第2項、第348条第6項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項、独立行政法人国立病院機構法等

(9) 医薬品医療機器総合機構の新法人移行

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」とする。)については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「固有の根拠法に基づき設立される法人とする。」こととされているところ。(根拠法の施行は行政法人通則法の施行と同日の平成26年4月を予定)新法人移行後においても現行の非課税措置の適用を継続を要望する。

地方税法第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第179条第1項、第296条第1項、第348条第6項・第7項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項等

(10) 年金・健康保険福祉施設整理機構の新法人移行

社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)が保有し、特例民法法人等への委託により運営しているが、昨年6月にRFO法が改正され、RFOは、平成26年4月1日に病院運営を目的とする地域医療機能推進機構に改組されることになった。一方で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、RFOについて、「RFO法の一部を改正する法律の規定に基づき、病院(社会保険病院・厚生年金病院等)を直接経営する業務を主とする地域医療機能推進機構へ移行することとなり、それまでに法人の在り方について検討する。」こととされ、今国会に提出された独立行政法人改革法案でも、同法人について、施行日(平成26年4月1日)までに、組織の見直しを行い、必要となる法制上の措置を講ずることになっており、平成25年通常国会への法案の提出が求められているところ。そのため、新法人に移行した後も、地域医療の確保を図ることができるよう、地域医療機能推進機構に係る税制上の所要の措置を要望するものである。

法人税については、RFOから委託を受けて社会保険病院等を運営する法人に係る医療保健業については非課税とされているところであるが、新法人への移行後は、機構が病院を直営することになるため、引き続き地域医療の確保を図ることができるよう、新法人に係る法人税を非課税とする。なお、移行後も一定の場合には委託を行うことが可能であるため、地域医療機能推進機構から委託を受けて社会保険病院等を運営する法人に係る医療保健業についても、引き続き、非課税とする。

また、RFOに係る登録免許税、所得税等については非課税とされており、新法人へ移行後も、引き続き登録免許税等についても非課税とする。

地方税法第24条第5項、第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第72条の5第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第294条第7項、第296条第1項・第2項、第348条第6項・第7項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項

(11) 年金積立金管理運用独立行政法人の新法人移行

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」とする。)については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「固有の根拠法に基づき設立される法人とする。」こととされているところ(根拠法の施行は行政法人通則法の施行と同日の平成26年4月を予定)であり、新法人移行後においても現行の非課税措置を継続する。

地方税法第23条第1項第3号、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第701条の34第1項

(12) 国立高度専門医療研究センターの新法人移行

国立高度専門医療研究センターについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているところ。新法人移行後においても現行の非課税措置の適用を継続する。

地方税法第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第179条、第296条第1項・第2項、第348条第6項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

減収
見込額

(初年度) - () (平年度) - () (単位:百万円)

要望理由

政策目的
「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」等に基づき、独立行政法人制度を見直すことにより、業務の一部効率化・合理化を進め、国民生活の向上等に寄与する。

施策の必要性
「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」等に基づき、新法人移行後においても必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。

本要望に 対応する 縮減案	なし
ページ	30 - 3

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(1) -
		(2)
		基本目標 ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
		施策大目標 -2 安全・安心な職場づくりを推進すること
		施策目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
		施策大目標 -4 勤労者生活の充実を図ること
		施策目標2 裕で安定した勤労者生活の実現を図ること
		施策大目標 -6 安定した労使関係等の形成を促進すること
		施策目標1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
		施策大目標 -7 個別労働紛争の解決の促進を図ること
		施策目標1 個別労働紛争の解決の促進を図ること
		基本目標 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策大目標 -1 労働需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること		
施策目標1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること		
施策大目標 -2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること		
施策目標1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること		
施策大目標 -3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		
施策目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること		
施策大目標 -4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと		
施策目標1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること		
基本目標 男女ともに能力を發揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること		
施策大目標 -1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること		
施策目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること		
(3)		
基本目標 ディーセント・ワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること		
施策大目標 -3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
施策目標2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
基本目標 ディーセント・ワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること		
施策大目標 -3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
施策目標3 -2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		
(8)		
基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策大目標 -4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること		
施策目標1 政策医療を向上・均てん化させること		
(9)		
基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること		
施策目標6 -1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること		
施策目標6 -2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		
施策目標6 -3 医薬品の適正使用を推進すること		
(10) -		
(11)		
基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること		
施策大目標 -1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		
施策目標1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること		
(12)		
基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策大目標 -4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること		
施策目標1 政策医療を向上・均てん化させること		

	政策の達成目標	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」等に基づき、独立行政法人制度を見直すことにより、業務の一部効率化・合理化を進め、国民生活の向上等に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (2) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (3) 未払賃金立替払事業費補助金(平成24年度予算額22,631,508千円) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (4) (5) (6) (7) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (8) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (9) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (10) 補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (11) (12) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(1) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (2) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (3) 未払賃金立替払事業費補助金(平成24年度予算額22,631,508千円) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。) (4) (5) (6) (7) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (8) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (9) 運営費交付金、補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (10) 補助金等(現時点では具体的に検討していない。) (11) (12) 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)
	要望の措置の妥当性	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」等に基づき、新法人移行後においても必要な事務が行われるよう、従来と同様の税制上の所要の措置を講ずることが必要である。
	ページ	305

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	なし(本要望は平成1月20日閣議決定等に基づく)